

市の
多から
お知らせ

後期高齢者医療保険料の 減免制度



申・問 佐賀県後期高齢者医療広域連合 業務課 資格賦課係 ☎64-18476

市民生活課 保険年金係 ☎75-12159

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯や、令和3年8月の大雨で被災した人は、後期高齢者医療保険料が減免となる場合があります。

【新型コロナウイルス】

■要件

○新型コロナウイルス感染症で世帯主が死亡または重篤な傷病を負った場合

○新型コロナウイルス感染症の影響

で世帯主の収入減少が見込まれる場合

■減免申請受付期限 3月31日(木)

【令和3年8月の大雨】

要件などくわしくは佐賀県後期高齢者医療広域連合または市役所1階市民生活課保険年金係までお問い合わせください。

■減免申請受付期限 3月31日(木)

農地中間管理事業を活用しませんか？

問 農林課 農政係 ☎75-4825



市の
多から
お知らせ

農地中間管理事業とは、佐賀県農業公社が、農地を貸したい人から借り受け、借りた農地を経営規模の拡大や経営の効率化を目指す担い手に貸し付ける制度です。

活用のメリット

【農地を貸したい人へ】

○借受する農地は、機構が直接借りて、賃料は機構が支払うこととなりますので安心です。

○賃貸した農地は期間満了で確実に戻ります(希望すれば継続も可能)。

【農地を借りたい人へ】

○賃料は、複数の地主がいる場合でも一括して機構への支払いとなるので、手間を大幅に省くことができます。

○国などの事業では、農地中間管理事業の活用を要件とするものや採択を優遇するものが増えています。

就学援助制度のご案内

市の
多から
お知らせ



申・問 学校教育課 学務指導係 ☎75-12227

経済的な理由で就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費の一部や学校給食費などを援助します。

■援助対象者

生活保護法に規定する要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯

■援助項目

給食費、学用品費、通学用品費、

新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、宿泊訓練費など

■申請方法

市役所4階、学校教育課学務指導係で申請を受け付けます。また、市内各学校、地区の民生委員にも相談できます。申請後に教育委員会や世帯の収入や資産状況などを基に審査し、認定の可否を決定します。

男女共同参画特別上映会 開催のお知らせ

市の
多から
お知らせ



問 総合政策課 男女共同参画係 ☎75-12116

「多久市男女共同参画ネットワーク」は男性も女性も、性別に関わりなく、いきいきとした生活が送れる社会を目指して活動を行っている団体です。

男女共同参画社会の啓発・推進のため、上映会を開催します。

■男女共同参画特別上映会

映画「弁当の日くめんどくさいは幸せへの近道」

■開催日時

2月20日(日)
10時～12時

■場 所 中央公民館大ホール

★どなたでも無料で観覧できます(先着250人)

〜新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください〜

・当日はマスクを着用のうえ、手指の消毒をお願いします。
・発熱がある人、体調が悪い人は来場をお控えください。
・新型コロナウイルスの感染状況によって、延期または中止となる場合があります。